

天皇陛下御即位に伴う慶祝行事のお知らせ — 記念分収造林 —

天皇陛下の御即位に伴う慶祝行事等の一環として、「天皇陛下御即位記念分収造林」の契約調印式及び感謝状贈呈式を開催します。

この度、天皇陛下御即位を記念した分収造林契約につきまして、愛知県内で1件、長野県内で1件の契約が合意したことから、下記のとおり契約調印式及び中部森林管理局長感謝状贈呈式を執り行います。

- 日 時 令和元年5月27日(月)14時00分～
- 場 所 中部森林管理局2F 局長応接室 (長野市栗田715-5)

契約相手方及び契約箇所(契約箇所の建制順)

- (一財)日本森林林業振興会(森林・林業の振興) 東京都文京区
 - ・契約箇所 愛知県設楽町 段戸国有林117は林小班【愛知所管内】
 - ・契約面積 2.31HA ・植栽樹種 スギ・ヒノキ ・契約期間80年間
- (株)キーテック(合板・木質住宅建材製造販売) 東京都江東区
 - ・契約箇所 長野県佐久市 立科国有林114り林小班【東信署管内】
 - ・契約面積 4.04HA ・植栽樹種 カラマツ ・契約期間60年間

- 当日の内容
 - ・上記2社の代表者と中部森林管理局長により記念分収造林契約の調印式を行います。
 - ・調印式終了後、契約いただいた2社に対して感謝状の贈呈を行います。



お問い合わせ先: 林野庁中部森林管理局
森林整備課 担当者: 加藤、林
TEL 050-3160-6526 FAX 026-236-2632
総務課広報主任官: 栗田
TEL 050-3160-6513

天皇陛下御即位記念分収造林の実施

＝令和改元記念の森林＝

天皇陛下御即位に伴う慶祝行事として、「天皇陛下御即位記念分収造林」を実施し、国民参加による森林づくりの促進を図ります。

1. 契約条件

- (1)実施時期：分収造林契約を令和元年5月1日から令和2年3月末日までに締結します。（造林行為はそれ以降でも可能）
*分収造林については、こちらをご参照下さい。⇒ [分収造林制度](#)
- (2)収益分収：国100分20、造林者100分の80とします。
（通常、国100分30、造林者100分の70です。）

2. 記念分収造林の名称

「天皇陛下御即位記念分収造林」
～令和改元記念の森林～

又は

「天皇陛下御即位記念分収造林」
～令和改元記念〇〇の森林～

*〇〇とは、契約者名や造林目的等に関する言葉でも可能であり、国と相談して決定します。



分収造林地植栽の様子

3. 名称の登録と標柱の設置について

契約締結後は、林野庁中部森林管理局の「分収造林台帳」に、契約者名等とあわせ「天皇陛下御即位記念分収造林」として記念分収造林の名称を登載します。また、当該分収造林地へ記念分収造林の名称を記載した標柱を設置して頂きます。

これらは、契約者が広告宣伝や環境報告書等に、当該記念分収造林を行っていることを言及する場合の根拠となります。

4. 公募箇所の公示について

実施予定箇所は、今後当ホームページでお知らせ致しますが、制度等の具体的なお問い合わせ等は下記までお願いします。

5 その他

記念分収造林の契約者には、中部森林管理局長感謝状を贈呈します。



お問い合わせ先：森林整備課 担当者：加藤、林

TEL 050-3160-6526 FAX 026-236-2632